

特定非営利活動法人ヴィレッジワークス定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人ヴィレッジワークスという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を京都府亀岡市西つつじヶ丘美山台一丁目3-116に置く。

2 この法人は、前項のほか、その他の事務所を京都府京丹後市峰山町新治小字立稲木168番地に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、日常生活において多様な人々が恒常的かつ自然に交流できる場の創出を基盤とした支援事業を行い、学習困難児童や若者への心理的・学習支援、外国にルーツを有する児童への教育支援、高齢者の社会参加促進、動物との共生に関する意識の啓発等を推進することにより、年齢、立場、国籍及び境遇を超えた相互理解を育み、社会的弱者が安心して暮らせる環境を整備するとともに、誰もが生きがいを持って生活できる持続可能な地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、その目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (5) 環境の保全を図る活動
- (6) 地域安全活動
- (7) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (8) 子どもの健全育成を図る活動
- (9) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、その目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 特定非営利活動に係る事業

- ①高齢者・子どもを含む多世代の居場所づくりや社会参加の促進事業
- ②人と動物との共生を推進し、動物を媒介とした交流・福祉・教育に資する事業
- ③地域資源を活かした交流人口の増加、地域活性化や移住促進に関する事業
- ④芸術・文化活動を通じて子どもの成長支援、多世代交流及びアーティスト支援を行う事業
- ⑤その他目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のもの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第12条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上10人以下
 - (2) 監事 1人以上5人以下
- 2 理事のうち、1人を理事長とする。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることにはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法

令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第 15 条 役員任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第 16 条 理事又は監事のうち、その定数の 3 分の 1 を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第 17 条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第 18 条 役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前 2 項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第 19 条 この法人に、事務局長その他の職員を置くことができる。

2 職員は、理事長が任免する。

(種別)

第 20 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(構成)

第 21 条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第 22 条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第 48 条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第 23 条 通常総会は、毎事業年度 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法による招集の請求があったとき。
- (3) 第 14 条第 5 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第 24 条 総会は、前条第 2 項第 3 号の場合を除き、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、少なくとも会日の 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 25 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第 26 条 総会は、正会員総数の 3 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 27 条 総会における議決事項は、第 24 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第 28 条 各正会員の表決権は、平等とする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、第 26 条、前条第 2 項、次条第 1 項第 2 号及び第 49 条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることをできない。

(議事録)

第 29 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数（書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名、押印しなければならない。
 - 3 前 2 項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示を

したことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 総会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第31条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第32条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第 35 条 理事会における議決事項は、第 33 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 36 条 各理事の表決権は、平等とする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、前条第 2 項及び次条第 1 項第 2 号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 37 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面又は電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名、押印しなければならない。

第 7 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 38 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立の時の財産目録に記載された資産

(2) 入会金及び会費

(3) 寄附金品

(4) 財産から生じる収益

(5) 事業に伴う収益

(6) その他の収益

(資産の区分)

第 39 条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の 1 種とする。

(資産の管理)

第 40 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第 41 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第 42 条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の 1 種とする。

(事業計画及び予算)

第 43 条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 44 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第 45 条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 46 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 47 条 この法人の事業年度は、毎年 10 月 1 日に始まり翌年 9 月 30 日に終わる。

(臨機の措置)

第 48 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第 8 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 49 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁変更を伴うものに限る。）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に係るものを除く。）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合には、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る。）
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第 50 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続開始の決定
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の 3 分の 2 以上の承諾を得なければならない。
- 3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第 51 条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに

残存する財産は、法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち、総会で定めた者に譲渡するものとする。

(合併)

第 52 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 3 分の 2 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第 9 章 公告の方法

(公告の方法)

第 53 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。

第 10 章 雑則

(細則)

第 54 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

| | | |
|-----|---------|---|
| 理事長 | 岡 野 栄 子 | ／ |
| 理事 | 阿波島 愛 子 | ／ |
| 同 | 吉 田 信 広 | ／ |
| 同 | 阪 口 邦 彦 | ／ |
| 同 | 吉 村 淳 子 | ／ |
| 同 | 楠 恵 子 | ／ |
| 監事 | 高 本 淑 子 | ／ |
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 15 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から令和 9 年 1 2 月 3 1 日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第 43 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第 47 条の規定にかかわらず、成立の日から令和 8 年 9 月 3 0 日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額

とする。

- (1) 正会員入会金 1,000円
- 正会員年会費 3,000円
- (2) 賛助会員入会金 なし
- 賛助会員年会費 1口 3,000円(1口以上)

(法第10条第1項関係)

役員名簿

特定非営利活動法人ヴィレッジワークス

| 役職名 | 氏名 | 住所又は居所 | 報酬の有無 |
|-----|--------|--------|-------|
| 理事長 | 岡野 栄子 | | 無 |
| 理事 | 阿波島 愛子 | | 無 |
| 理事 | 吉田 信広 | | 無 |
| 理事 | 阪口 邦彦 | | 無 |
| 理事 | 吉村 淳子 | | 無 |
| 理事 | 楠 恵子 | | 無 |
| 監事 | 高本 淑子 | | 無 |

(法第10条第1項第5号関係)

設 立 趣 旨 書

当法人の設立代表者は、建築関係の事業を営み、近年は過疎地域における空き家改修事業に注力してまいりました。その活動の中で、地域社会に貢献したいという意識が一層高まりました。また、個人的な取り組みとして保護動物の引き取り・飼育を行っております。さらに、自身の家庭には学習障害傾向を持つ子どもがおり、社会的弱者や支援を必要とする人々への理解と関心が深まりました。

現代の地域社会には、高齢者、子ども、障害のある方、動物、そして一般の地域住民といった多様な存在が共に暮らしています。しかしながら、それぞれの立場ごとの支援や交流の仕組みは存在するものの、これらが日常生活の中で恒常的かつ自然に交わる場は極めて限られています。特別な催しではなく、生活の中で自然に交流が生まれる環境が必要であると考えます。

当法人は、学習困難児や引きこもりの若者への心理的支援・学習支援、外国にルーツを持つ子どもの教育支援、高齢者の社会参加促進、さらに保護動物が社会的役割を果たすことによる動物保護意識の啓発などを推進します。そして、動物を介在させることにより、年齢や立場を超えた相互交流が自然に生まれる仕組みを構築します。

これらの目的は、「過疎高齢化地域における空き家改修物件」等、既存物件を活用した地域活性化、市街地型・郊外型の複合的交流施設の開設などにより実現してまいります。私たちは、社会的弱者が安心して暮らせる地域づくりを通じ、「誰にとっても生きやすい社会」の実現を目指します。設立代表者自身の長年の居住地である亀岡市のほか、実母の里であり代表者にとっても愛着の深い丹後地域にもうひとつの活動拠点を置き、過疎高齢化が進む当該地域の元気づくりに貢献したいと考えています。

当法人は、学習に困難を抱える子どもや引きこもりの若者、高齢者、外国にルーツを持つ子ども、保護動物など日々の暮らしの中で支えを必要としている人や存在に寄り添うことを目的としています。こうした取り組みは、利益を目的とした事業だけでは十分に行き届かない分野であると考えています。

そのため、利益の配分を行わない特定非営利活動法人として、思いを同じくする人たちと力を合わせ、行政や地域、関係機関と連携しながら、誰もが安心して関われる支え合いの仕組みを育てていきたいと考えています。

令和8年4月8日

特定非営利活動法人ヴィレッジワークス
設立代表者 氏名 岡野栄子

初年度事業計画書

1 事業実施の方針

初年度は、峰山ハウスにおいては既存施設を活用した事業の実施準備を行う。また、亀岡市内によけ事業においては、拠点の選定等準備作業を主に実施する。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

| 事業名 | 事業内容 | 実施予定日時 | 実施予定場所 | 従事者の予定人数 | 受益対象者の範囲及び予定人数 | 支出見込額(千円) |
|--------------------------------------|--|-----------------------|--------|----------|----------------|-----------|
| ①高齢者・子どもを含む多世代の居場所づくりや社会参加の促進事業 | コミュニティスペース開設のための準備作業 ・候補地の選定 | 設 立 日 か ら | 亀岡市内 | 2名 | 準備期間につき、0名 | — |
| ②人と動物との共生を推進し、動物を媒介とした交流・福祉・教育に資する事業 | 複合ドッグラン開設のための準備作業 ・候補地の選定等 | 設 立 日 か ら | 亀岡市内 | 2名 | 準備期間につき、0名 | — |
| ③地域資源を活かした交流人口の増加、地域活性化や移住促進に関する事業 | コミュニティオープンキッチンの開設準備 簡易宿泊施設の開設準備 ・広報活動 ・地域と訪問者の交流プログラムの企画立案 ・地域団体および行政との連携関係づくり | 設 立 日 か ら | 峰山ハウス | 5名 | 準備期間につき、0名 | 42 |

| | | | | | |
|---|--|---------------|-------|----|----------------|
| ④芸術・文化 活動を通じ て子どもの 成長支援、多 世代交流及 びアーティ スト支援を 行う事業 | アーティストレジデンス 入居者募集計画の立案 ・アートワークショップ の企画立案 ・広報活動 | 設立 日か ら | 峰山ハウス | 5名 | 準備期間に つき、0名 |
|---|--|---------------|-------|----|----------------|

(2) その他の事業 なし

- * 1 設立（合併）の初年度と翌年度について、それぞれ別葉で作成する。
- 2 初年度分は、申請予定日からおおむね4か月後以降について作成する。
- 3 2事業の実施に関する事項については、事業ごとにそれぞれの項目を記載する。
- 4 2(1)の受益対象者の範囲及び予定人数は、具体的に記載する。
- 5 2(2)は、その他の事業を行わない場合には記載不要。
- 6 定款に掲載している事業で、計画書に掲載しないものについては、その理由を記載する。

特定非営利活動法人 ヴィレッジワークス

令和8年度事業計画書

1 事業実施の方針

令和8年度は、峰山ハウスにおいて許可申請等の整備を進める。また、小規模にオープンキッチンの運営やワークショップに開催の実現を目指す。亀岡市内における事業においては、拠点の選定と行政の担当各課との連携相談および補助金申請等の進行を目指す。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

| 事業名 | 事業内容 | 実施 予定 日時 | 実施予定 場 所 | 従事者 の予定 人 数 | 受益対象者 の範囲及び 予定人数 | 支 出 見込額 (千円) |
|--------------------------------------|---|-----------------------------------|-------------|-------------------|---|--------------------|
| ①高齢者・子どもを含む多世代の居場所づくりや社会参加の促進事業 | コミュニティスペースの拠点確定と取得準備 ・補助金申請 ・改修計画 ・高齢者の居場所および放課後 DAY の開設準備 (主要人材確保や研修等) ・多世代交流プログラムの企画立案 | 令和8 年 10月～ | 亀岡市内 | 施設規模により変動 | 亀岡市内の高齢者、子ども、およびその家族を予定。 施設の規模や進行状況により変動 | 21 |
| ②人と動物との共生を推進し、動物を媒介とした交流・福祉・教育に資する事業 | 複合ドッグランの拠点確定と取得準備 ・補助金申請 ・改修計画 | 令和8 年10月 ～ 令和9 6月 | 亀岡市内 | 5人 | 亀岡市内および近郊都市住民を予定。 施設の規模や進行状況により変動 | 21 |

| | | | | | | |
|---|--|----------------------|-------|----|-------------------------------|-----|
| ③地域資源を活かした交流人口の増加、地域活性化や移住促進に関する事業 | コミュニティオープンキッチンおよび簡易宿泊施設の許可申請 ・広報活動 ・地域団体および行政との連携関係づくり | 令和8年10月～令和9年9月 随時 | 峰山ハウス | 5人 | 周辺住民および旅行者100名程度を想定 | 587 |
| ④芸術・文化活動を通じて子どもの成長支援、多世代交流及びアーティスト支援を行う事業 | アーティストレジデンスの開設・運営 ・広報活動 ・子ども向けアートワークショップの開催等 | 令和8年10月～令和9年9月 | 峰山ハウス | 5人 | 入居者2名を想定 子どもワークショップ参加者5名/月 | 377 |

(2) その他の事業 なし

- * 1 設立（合併）の初年度と翌年度について、それぞれ別葉で作成する。
- 2 初年度分は、申請予定日からおおむね4か月後以降について作成する。
- 3 2事業の実施に関する事項については、事業ごとにそれぞれの項目を記載する。
- 4 2(1)の受益対象者の範囲及び予定人数は、具体的に記載する。
- 5 2(2)は、その他の事業を行わない場合には記載不要。
- 6 定款に掲載している事業で、計画書に掲載しないものについては、その理由を記載する。

設立当初の事業年度 活動予算書

特定非営利活動法人ヴィレッジワーク
法人成立の日から 令和8年9月30日まで (単位:円)

| 科目 | 金額 | |
|-------------|--------|----------|
| I 経常収益 | | |
| 1. 受取会費 | | |
| 正会員受取会費 | 52000 | |
| 賛助会員受取会費 | 9000 | 61000 ✓ |
| 2. 受取助成金等 | | |
| 受取民間助成金 | 100000 | 100000 ✓ |
| 3. 事業収益 | | |
| 経常収益計 | | 161000 ✓ |
| II 経常費用 | | |
| 1. 事業費 | | |
| (1) 人件費 | | |
| 人件費計 | | |
| (2) その他経費 | | |
| 会議費 | 24000 | |
| 消耗品費 | 60000 | |
| 広報費 | 60000 | |
| その他経費計 | 144000 | |
| 事業費計 | | 144000 ✓ |
| 2. 管理費 | | |
| (1) 人件費 | | |
| 人件費計 | | |
| (2) その他経費 | | |
| 消耗品費 | 10000 | |
| その他経費計 | 10000 | |
| 管理費計 | | 10000 |
| 経常費用計 | | 154000 ✓ |
| 当期経常増減額 | | 7000 ✓ |
| III 経常外収益 | | |
| 1. 固定資産売却益 | | |
| | | |
| 経常外収益計 | | |
| IV 経常外費用 | | |
| 1. 過年度損益修正損 | | |
| | | |
| 経常外費用計 | | |
| 当期正味財産増減額 | | |
| 設立時正味財産額 | | 10000 ✓ |
| 次期繰越正味財産額 | | 17000 ✓ |

令和8年度活動予算書

令和8年10月1日から令和9年9月30日まで
特定非営利活動法人ヴィレッジワーク (単位：円)

| 科目 | 金額 | | |
|------------------|--------|---------|---------|
| I 経常収益 | | | |
| 1 受取会費 | | | |
| 正会員受取会費 | 79000 | | |
| 賛助会員受取会費 | 39000 | 118000 | ✓ |
| 2 受取助成金等 | | | |
| 受取民間助成金 | 100000 | 100000 | ✓ |
| 3 事業収益 | | | |
| レジデンス賃貸料 | 480000 | | |
| オープンキッチン売上げ | 360000 | | |
| イベント | 180000 | | |
| | | 1020000 | ✓ |
| 経常収益計 | | | 1238000 |
| II 経常費用 | | | |
| 1 事業費 | | | |
| (1) 人件費 | 100000 | | ✓ |
| | | | |
| 人件費計 | 100000 | | ✓ |
| (2) その他経費 | | | |
| 会議費 | 24000 | | |
| 消耗品費 | 60000 | | |
| 光熱費 | 360000 | | |
| 仕入費 | 120000 | | |
| オープンキッチン利用料 | 36000 | | |
| アトリエ利用料 | 18000 | | |
| レジデンス利用料 | 48000 | | |
| 広報費 | 240000 | | |
| その他経費計 | 906000 | | ✓ |
| 事業費計 | | 1006000 | ✓ |
| 2 管理費 | | | |
| (1) 人件費 | | | |
| | | | |
| 人件費計 | | | |
| (2) その他経費 | | | |
| 消耗品費 | 10000 | | |
| | | | |
| その他経費計 | 10000 | | ✓ |
| 管理費計 | | 10000 | ✓ |
| 経常費用計 | | | 1016000 |
| 当期経常増減額 | | | 222000 |
| III 経常外収益 | | | |
| 1 固定資産売却益 | | | |
| | | | |
| 経常外収益計 | | | |
| IV 経常外費用 | | | |
| 1 過年度損益修正損 | | | |
| | | | |
| 経常外費用計 | | | |
| 当期正味財産増減額 | | | |
| 前期繰越正味財産額 | | | 17000 |
| 次期繰越正味財産額 | | | 239000 |